

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項第3号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同項第4号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

平成29年11月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法が見直されることを踏まえ、部活動指導業務等に係る特殊勤務手当の支給額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。